

◆福岡学園の運営について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。福岡学園の運営について質問をいたします。

福岡学園の概要につきまして説明をいただくために、学園のパンフレットを資料として要求しておりますので、お取り計らいをいただきますようお願いをいたします。

○松本國寛委員長 お諮りいたします。

ただいま平井委員から要求がありました資料を委員会資料として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○松本國寛委員長 御異議がありませんので、本委員会の要求資料といたします。

執行部に申し上げます。ただいま平井委員から要求がありました資料については提出できますか。森児童家庭課長。

○森児童家庭課長 直ちに提出いたします。

○松本國寛委員長 資料を正副委員長に確認させてください。

〔資料確認〕

○松本國寛委員長 事務局は資料を配付してください。

〔資料配付〕

○松本國寛委員長 資料が配付されましたので、平井委員、質疑を行ってください。

○平井一三委員 資料に基づきまして、福岡学園とはどのようなものか、概要を簡単に説明をお願いいたします。

○森児童家庭課長 それでは、資料に基づきまして、児童自立支援施設福岡県立福岡学園について御説明させていただきます。

まず、二ページをごらんください。福岡学園は、児童福祉法に基づきまして、本県が設置している児童自立支援施設でございます。入所児童数は、本年十一月一日現在で三十五名、これらの児童は、窃盗や放火などの法に触れる行為、あるいは家出や性的な問題行動を起こしまして、児童相談所の措置や家庭裁判所からの送致により入園している児童でございます。また近年、その約三割が被虐待児や発達障害児となっております。

次に、後野分校でございますが、入園している児童の義務教育を行うため、福岡学園内に併設されている学校でございます。

沿革につきましては、ごらんとおりでございますが、明治四十二年の十二月に、福岡県代用感化院福岡学園として福岡市草ヶ江に開園いたしまして、その後、昭和四十一年の四月に現在位置の那珂川町後野に移転、あわせて学園内に那珂川中学校及び岩戸小学校の後野分校が設置されてございます。四ページをお開きください。中ほどの生活日課表にありますとおり、八時三十分から十

五時三十分までは分校が学校教育を行いまして、それ以外は学園が生活指導を行っております。次に、八ページをお願いいたします。施設の配置についてでございますが、児童の居住のため、児童寮が五寮設置されております。男子寮は略図中の左側の三棟、女子寮は右側の二棟でございます。また、学園の管理棟でございます本館と、それに隣接して分校が設置されております。

○平井一三委員 ただいまの説明にありましたように、一つの敷地内に児童自立支援施設である福岡県立の福岡学園と児童の義務教育を行う那珂川町立の後野分校が併設された施設であるということでもあります。子供たちも、八時半から十五時三十分まで分校で生活をして、それ以外は学園で生活するというスタイルをとっております。したがいまして、それぞれの施設の運営も、子供たちの生活区分がされるように、しっかりと縦割りの状況で運営をされているところであります。

しかし近年、この施設を取り巻く環境も大変変化をしまりました。分校が併設された当時は教護院であったその施設が、一九九八年の児童福祉法改正により児童自立支援施設となり、犯罪などの不良行為をしたりするおそれのある児童や、家庭環境などから生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って、自立を支援し、退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う施設となりました。従来不良行為で入所する元気のある児童よりも、親からの虐待や発達障害と診断される児童の入所が年々増加をしております。投薬を受けながら生活をしている児童生徒もかなりいると聞いておるところであります。

入所児童の変化により、より専門的な知識や技術が必要となることは申すまでもないことであります。児童が抱える課題を克服していくためには、より専門性の高い指導力に加えて、関連部署との連携を図り、総合力で対応していくことも必要になってきているのが現状であります。学園、分校ともに職員の皆様は大変厳しい業務環境のもとではありますけども、限られた職員数で一生懸命に頑張っているという理解をしております。

このような状況の中に入所している児童にとって、よりよい自立支援を実施

していくために、そして職員の方が十二分に能力を発揮していただくために、福岡学園の運営について質問を行うものであります。

まず、福岡県立の福岡学園の役割、指導方針はどうなっているかお聞きいたします。

○森児童家庭課長 学園におきましては、先ほど御説明いたしました五つの寮それぞれに寮長以下六名の職員が交代で児童と寝食をともにいたしまして、児童が安心して生活できる場を提供しているところでございます。また、健全で規律正しい生活を過ごさせるとともに、スポーツや農作業といったものを体験しまして、その達成感を味わわせるとともに、児童がさまざまな問題行動を自身の努力で克服できるよう、また一日も早く家庭に帰って健全な生活が送れるように支援を行っているところでございます。

○平井一三委員 それでは、次に、那珂川町立の後野分校の役割、指導方針についてお聞きをいたします。

○松本國寛委員長 家宇治義務教育課長。

○家宇治教育庁義務教育課長 後野分校は福岡学園内に併設されている公立学校でございまして、福岡学園に入所しております小学生、中学生に義務教育を保障するという目的で設置されているところでございます。

後野分校では、日々の授業や学校行事等を通して、児童生徒一人一人の望ましい人格形成に努めるとともに、確かな学力を身につけさせ、社会的に自立で

きる資質や能力、態度の育成を目標として、指導を行っているところでございます。

○平井一三委員 それぞれの指導方針につきまして、今、説明を伺ったところでもありますけども、私が聞き及んでいるところでは、学校教育であります後野分校では、一般の小・中学生と同じように、それぞれの子供に応じた柔軟な対応を行っておられるということでございますけども、一方、学園におきましては、やはりその施設の特徴から、規律を守らせるということを行っていかねばならないという立場でございますので、厳しい指導が求められていると聞いております。このように指導方針の整合がとれていないという、あるいはとるのが非常に難しいという環境の中で、どのような状況にこれがあるかということが一つであります。指導方針の違いから、児童の教育や支援に影響が出ていないかをまずお聞きしたいと思います。

○森児童家庭課長 学園は生活の場でございます。また、学校は教育の場でございまして、それぞれに役割があるわけでございますが、いずれにしましても、児童の自立支援という本来の目的を達成していく上で、寮での生活指導と学校における教育というのは、まさに車の両輪とも言うべきものでございます。その実施に当たりましては、個々の児童の状況について双方が綿密に情報交換を行い、十二分に連携を図っていくことが大変重要であると考えております。

そのため、日ごろから学園と分校で定例的に合同会議を開催したり、毎日の登下校時に児童の様子について情報交換するほか、また、入園時における支援目標の設定、退園に向けた進路方針の協議など、努めて意思疎通を図っているところでございます。今後とも児童の自立支援の達成のために、一層の連携強化に努めていくつもりでございます。

○平井一三委員 先ほど申しましたように、もともと福岡学園と後野分校とは、その設立目的が異なるわけですから、指導方針が異なるのも当然のことです。しかし、同じ敷地の中で同じ子供に対して教育や自立支援を行っていくわけですので、それぞれの観点から共通の指導方針も必要になってくるものと考えております。また、児童生徒が退園した後にちゃんとした生活を送っているか、アフターフォローも大変必要なことであろうかなと考えております。そういった意味で、両施設の協力体制は必要不可欠であると考えているところであります。

先ほど説明にありましたようにその取り組みについても始まったようでございますけども、この施設を見てみますと、まず大切なことは、それぞれの職員の意味疎通を図っていくことだろうと思います。そのためにできるだけ職員同士が日常的に顔を合わせる環境をつくってあげることではないかなと考えているところであります。

そこで、現在別々の棟に設置されております職員室を一体化することを提案したいと考えているところであります。このことについてどのように考えられるか、御意見を伺いたいと思います。

一つ屋根の下で風通しのよい関係が大切であると私も認識をしているところでございます。九州で職員室が別々に設けられておりますのは、この福岡県だけでも聞いております。また、逆に一体化をしたとしたときに問題が生じてくるとしたら、どのようなことが考えられるかについてもお聞きをしたいと思います。

○森児童家庭課長 学園職員と学校職員の職員室を同室といたしますことは、日ごろからコミュニケーションをとりやすいという環境ができますし、双方の意思疎通を図る上で大変有効で有意義だと思います。また、職員室を同室としている他県に聞きましても、大きな問題は見当たらないということでございます。

学園の児童指導につきましては、今年度当初から県が依頼しております第三

者機関において検証が行われているところがございますし、八月には中間報告として、実態調査の結果が報告されたところがございます。現在は、児童指導全般について、そのあり方の検証が行われておりますので、職員室の一体化を含めた学園と分校の連携強化につきましても、この第三者機関の検証結果を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

○平井一三委員　ただいま答弁いただきました第三者機関の検証の目的というのは、もともと別のところにあったと聞いております。しかし、職員室の一体化や連携について議論がされまして、よい結果に結びついていくことを期待したいと思っているところであります。

それでは、次の質問に移ります。学校も学園も、限られた職員数で児童への支援の向上を図っていく。このためには、職員室を一つにして、意思の疎通を図ることが大切であると今、述べたところでありますけども、同時に、学園と学校が双方の役割を補完できるような組織、あるいは制度も必要であろうかなと考えているところでありますけども、この点につきましてはいかがでしょうか。

○森児童家庭課長　ただいま申し上げましたように、双方がそれぞれに連携していくことが大事でございますし、学園と学校がそれぞれの役割を果たしていく上でお互いに補完し合っていくことは重要なことでございます。従来から必要に応じてこのことについては取り組んできたところでございます。

例えば双方の行事にそれぞれの職員が参加したりとか、今年度におきましては、学校行事でございます体育祭について、その企画段階から学園のほうの職員もかかわってきたということもございます。今後も双方の連携を強化していく中で、さらなる補完のあり方について検討してまいります。

○平井一三委員 従来からおのこの職務として、修学旅行への同行やその他の取り組みにも対応されてきたと聞いてはおります。しかし、その状況につきましては、私が聞き及んでいる範囲では、それぞれの業務を補完するという、その十分な機能を果たしていないと感じられるところが多々ございます。

職員の所属が異なり、責任と権限もそれぞれ異なっております。業務を補完し合うことは大変難しいことであると思っております。だからこそ、所属を超えた補完体制を可能とする体制づくりを行っていただきたい、制度としてつくり上げなければ実行が難しいということを今、申し上げているところであります。

次に、分校におきます教職員の配置について質問をいたします。職員免許の制限があることを承知の上でお聞きいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小学校に一人の児童が在籍すれば、一人の小学校教師が配属をされております。教師が一人ですと、病気でありますとか、用件で学校を離れなければならない、そのときに補う先生がいないということで、それに対応するために二人の先生を配置するとなると、その遊びがかなり大きくなるということでもあります。

この福岡学園のような特別な支援の教育を行う学校では、短期的に中学校の先生がカバーをしたり、逆に小学校の先生が中学校をカバーしたりするような柔軟な取り扱いができないかをお聞きしたいと思ひます。特に学園の子供たちというのは、スポット的に派遣される先生、顔見知りでない先生に対しては非常に違和感を抱いて懐かないということも聞いておりますので、その辺も含めてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○松本國寛委員長 大場教職員課長。

○大場教育庁教職員課長 現行の教育職員免許法におきましては、中学校の教員が小学校の教育職員免許状を有しない場合は、小学生の授業はできないこととなっております。また、現実問題としまして、中学校教員は、担当教科の授業やその準備あるいは生徒指導など、いろいろな中学校の教育活動上の業務を行っております。こういった中で小学校の授業を分担することは難しい状況にあるのではないかと考えております。しかしながら、学校運営上、支障が生じる場合につきましては、那珂川町教育委員会とも協議しながら、教員配置など人事上の工夫をしてまいりたいと考えております。

○平井一三委員 小学校と中学校では、免許の問題でありますとか、取り組み方の違いで、なかなか私が提案したようなことは難しいということは今、理解をしたところでありますけども、免許や規制の枠を超えた特区、今、特区でいろんな経済施策をやっておりますけども、そのような取り組み、考え方があってもいいのではないかなと考えておりますが、この件はここまでにしたいと思えます。

最後に、職員室の一体化と学園と分校の連携強化について、福祉労働部長の決意をお聞かせください。

○松本國寛委員長 高橋福祉労働部長。

○高橋福祉労働部長 福岡学園と後野分校の運営に関しまして、さまざまな御意見、御提案をいただきました。縦割りの弊害、あるいは連絡不足、こういったこともあったのではないかと存じます。健全な児童を育成すること、それから教育によりまして社会で自立できる子を育てること、いずれも究極の目標は

同じことだと考えます。最も大事なことは、こうした究極の目標をそれぞれの職員が十分に理解し、そして理念を共有し、みずからの業務に当たることが大事だと考えます。

福祉労働部といたしまして、反省すべきは反省し、また、教育庁にはなお一層の御協力をいただきながら、これから職員室の一体化も含めた学園と分校のさらなる連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○平井一三委員 私は今回の質問で、学園と分校の連携を目的として、まず職員室の一体化を提案したところでありますけども、ただいま部長からも前向きな検討をいただける答弁をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

この学園に関しましては、将来的にはいろんな大きな問題もあると思いますので、今後とも私もしっかりと見させていただきたいなと思います。以上で質問を終わります。（拍手）

◆色覚検査の実施について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。

本日は、色覚検査の実施について質問をしたいと思います。

ここにおられる皆さんは、これまでに一度は色覚検査——昔、本を広げたら数字が書いてあって、その数字を読めるか読めないかと、そのような検査を受けた経験があると思います。かつては小学校の四年生で実施をされておりましたけれども、ちょうど学習指導要領が全面改訂され、小中学校でゆとり教育が始まった平成十四年に学校保健法が改正され、色覚検査が実施されなくなりました。

当時、小学校四年生以下であった子供のほとんどは色覚検査を受けることなく、ことし二十歳から二十一歳の成人となっています。既に高校を卒業して社会人になっておられる方もおりますし、今後大学を卒業し、おのおの目指す職業につく時期を迎えているところであります。数カ月前に私の大学の工学部の先生に福岡県の色覚検査の状況について聞かれるまでは、私もこのような認識

は全くなかったところであります。異常に気がつかないままに高校生、大学生になり、将来の職業を決定する段階で初めて異常に気がつき、進路を変えなければならなくなった事例も聞きますし、もっと早く知っていれば別の進路を選択できたのといった声も聞かれます。子供たちにとっては、人生を左右する大変重要なことであると認識をしているところであります。

色覚異常は、男性で二十人に一人、女性で五百人に一人の割合であられると言われておりますので、確率的には学校の一クラスに一人から二人いることとなります。学校の先生も、自分のクラスに色覚異常を持った子供の状況を把握できないままに、日々の授業で色による表現、例えば黒板で複数の色を使った板書をしたり、あるいはカラーの図表などを使った授業を行っておられます。

文科省は、色の見分けが困難な児童生徒がいるかもしれないという前提で、全ての教育活動において児童生徒に接するように指導しております。しかし、漠然と、自分のクラスに色覚異常の児童がいるかもしれないといったような状況よりも、子供の色覚に関する状況を把握した上でしっかりと対応していくほうが、より子供たちにとって重要ではないかなと思っているところであります。このような状況を鑑み、色覚検査を適切に実施していくべきであるとの観点から今回の質問を行うものであります。

それでは、初めに、県における色覚検査の実施状況はどのようになっているかをお聞きいたします。

○松本國寛委員長 原田体育スポーツ健康課長。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 今まで小学校四年生で、定期の健康診断で色覚検査は実施しておりましたが、学校保健法施行規則の一部改正により必須の検査項目から削除されたことに伴いまして、平成十五年度以降は、県内市町村立学校及び県立学校の定期健康診断ではほとんど実施されておられません。ただし、色覚に不安を覚えます児童生徒及び保護者の同意を得まして、個別に

色覚検査を行い、指導に生かしている学校もあると聞いているところでございます。

○平井一三委員 それでは、県において実施されなくなった背景についてお聞きいたします。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 これは文部科学省、国の見解でございますが、この色覚異常についての知見が蓄積されたことによりまして、色覚検査において異常と判別されるものであっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになっていること、また、これまで色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることなどを考慮いたしまして、必須の検査項目から削除されたところでございます。ただし、必須の検査項目から削除されても、教職員が色覚異常について正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において色覚異常への配慮を行いますとともに、適切な指導を行う必要がある、これは従前のおりでございます。

○平井一三委員 そうしますと、実施されなくなったことでいろいろな弊害も生まれてきているということは、今の御承知のとおりだと思いますけれども、この実施されなくなったことについて、県教育委員会はどのように考えておられるかをお聞きします。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 委員御指摘のとおり、他県におきましては、色覚異常に気がつかないまま進学、就職に臨み、中には直前で進路を断念せざるを得ないケースがあるとも聞いております。県教育委員会といたしまし

では、色覚異常に気づかないまま児童生徒が不利益をこうむることがないように、色覚検査を希望いたします全ての児童生徒に対しては必要であるという認識のもと、全ての児童生徒、保護者に対し、できる限りの機会を捉えまして、希望する場合は学校で色覚検査を受けることが可能であることを周知いたしますとともに、検査を希望いたします全ての児童生徒が、プライバシー等に配慮された検査を受けることができるような体制を整備していくことが必要であると考えております。

○平井一三委員 それでは、進路指導に関して少しお聞きしたいんですけど、国におきましては、色覚異常があっても就職の機会を制限しないような取り組みが行われているとも私は承知しておりますけれども、しかしその一方では、どうしても対応が難しい職業があるのも現実であろうかと思っております。そのような中におきまして、この進路の指導を行っていく上において、色覚検査の必要性を県はどのように考えておられるかをお聞きいたします。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 文部科学省が作成しております色覚に関する指導の資料がございます。色覚異常により影響を受ける可能性がある職業としましては、印刷、塗装、染色、カラーコーディネーター、あるいは野菜や魚の鮮度の判別など、微妙な色の判定が要求されるであろう職業が考えられます。また、警察官や消防士など色覚により制限される資格もございますが、制限には地域差等があり、また、この制限の見直しも行われていると聞いております。しかしながら、色覚に異常がある児童生徒が色覚検査を受けることにより、早い段階で異常に気づくことができれば、その後の進路選択等に当たりまして、教職員が適切な配慮を行うことができると考えているところでございます。

○平井一三委員 では次に、学校現場の先生の認識について少しお伺いしたいと思います。私も、知り合いの先生に色覚異常の検査の実施状況について聞いたりますと、皆さん、もうやらなくていいんでしょうという回答が返ってくるものがほとんどでございまして、学校現場における必要性の認識が減ってきているのではないかなと。なおかつ、この十年以内に先生になられた方はまた特に、やっていないものですから、全くそのような自覚がないというのが現状であろうかと思えます。このような中で、先生にどのような指導を行っていかれるかをお聞きしたいと思います。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 先ほども答弁しましたが、平成十四年度の学校保健法施行規則の一部改正により、健康診断の必須項目から色覚検査が削除されたことに伴いまして、多くの学校において、色覚検査はしなくてもよいという誤った認識を持っていることが考えられます。しかしながら、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対して、事前の同意を得て、プライバシー等に配慮して個別に検査や指導を行うことができる、これは国の通知にあります。このあたりが見落とされている感がございます。

県教育委員会といたしましては、学校現場でこうした趣旨が見落とされていないか、色覚検査の実施状況等も早急に把握いたしまして、先ほど述べましたとおり、色覚検査を希望いたしません児童生徒に対しては必要であるという認識のもと、体制整備とあわせまして、希望する児童生徒に対する色覚検査の必要性を教職員に適切に指導してまいりたいと考えております。

○平井一三委員 色覚検査の必要性は重々認識いただいていると思えます。

追加で少しお聞きしたいんですけど、国の指導では、全ての児童生徒に色覚異常があることを前提に、いろいろな授業をやっていきなさい、指導をやって

いきなさいということでありますけれども、一人一人の状況を把握しない中で、そのようなことが本当に可能なのかをお聞きしたいと思います。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 教師が学習指導、進路指導等を行う際におきまして、教職員が色覚異常に適切に配慮するためには、児童生徒一人一人の状況を適切に把握していくことが大切であります。そのためにも色覚検査の必要性はあると考えられます。また、教職員の色覚異常に関する配慮といたしましては、教職員一人一人が色覚異常について正式な知識を持つだけではなくて、例えば学校医による健康相談等によりまして、早い段階からどの学年においても必要に応じて色覚異常を把握できるような体制を整えていくことも必要であると考えております。

○平井一三委員 では、課長には最後の質問になりますけれども、小中学校で色覚検査の実施が必要であるとお答えいただきました。今まで問題だったのは、そのやり方がいろいろ問題があって、子供のプライバシーでありますとかいろいろな面に配慮できなかったというところがあって、やらなくなったようなところにも結びついてきたのではなかろうかと思っておりますけれども、そのような実施する上においてのいろいろな配慮を行った上で、本県でこれをしっかりとやっていくようなことができるかどうか、お聞きしたいと思います。

○原田教育庁体育スポーツ健康課長 色覚異常の状況等については、やはり一人一人の児童生徒の状況が異なります。したがって、その異常に気がつかないことにより教育上の不利益やあるいは進路選択等に困らないよう、あらゆる機会を捉えまして、全ての児童生徒及び保護者に対して、希望すれば県内の全ての学校で色覚検査を受けることが可能であることを周知いたしますととも

に、検査を希望する全ての児童生徒が検査を受けることができるような体制づくりを検討していきたいと考えております。

また、体制づくりに当たりましては、プライバシーに十分配慮いたしますとともに、色覚異常を有する児童生徒が不利益をこうむることがないように、県の医師会あるいは学識経験者などとも十分協議した上で、県としての色覚検査を実施するに当たっての何らかの指針等も考えていきたいと考えております。

○平井一三委員 最後に、教育長にお伺いをいたします。健全な子供を育成していくためには、早期に色覚の異常に気づいて、保護者や教員がおのおの個別に丁寧に対応していくことが必要であろうかと思っておりますけれども、色覚検査の実施について教育長の見解をお聞かせください。

○松本國寛委員長 杉光教育長。

○杉光教育長 色覚検査の実施のあり方につきましては、国の通知を消極的に捉えることなく、児童生徒の将来のために、色覚検査を希望する全ての児童生徒に対して必要であるという強い認識を持つことが、個々の先生方にとっても必要であると考えております。色覚に不安を覚える児童生徒や保護者の同意を得た上で、希望する児童生徒の色覚検査が県内全ての学校で適切に実施されますよう、市町村教育委員会や県立学校等に積極的に指導をしてまいりたいと考えております。

さらに、個別の色覚検査の実施に当たりましては、やはり児童生徒のプライバシーに十分配慮するとともに、その子がいじめやからかいなどの対象にならないよう、重ねて市町村教育委員会や県立学校等に指導の徹底を図っていく必要があると考えております。

今後とも、これらの現状を十分に踏まえ、学校現場に対して児童生徒の健康管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○平井一三委員　しっかりと実施していただくことをお願いして、質問を終わります。（拍手）

◆ I L C の誘致について

○平井一三委員　自民党県議団の平井一三であります。

I L C の誘致について質問をいたします。

I L C の話をしますと随分前のように感じますけれども、つい三カ月前までは福岡、佐賀両県は誘致を目指しまして県民と一体になって活動を行ってまいりました。両県民の期待も大変大きかったものであると思っております。国の諮問を受けました日本学術会議の検討結果は、二、三年かけて慎重に検討すべしということでございました。このことは国がやっと真剣に I L C の誘致を検討し始めたものであると、私は喜ばしいことであると思っております。

一方、I L C の研究者で組織されました I L C 立地評価会議の評価結果は、北上地域が脊振地域よりもすぐれた候補地であり、今後はこの地域を想定した計画を進めていくという内容でございました。我々にとっては全く残念な結果であります。この結果に対しまして、県民の皆さんからは厳しい意見をいただきました。県はどんな誘致活動をしてきたのか、本当に頑張ってくれたのか、評価のポイントは何だったのか、福岡は何でだめであったのか、今後も誘致活動を行うのか、やるとすればどのような戦略を持って進めていくのかと、このような意見であります。それぞれの評価結果が出た今、これまでの誘致活動の検証と今後の誘致方針について確認するために今回の質問を行っているところであります。

まず最初に、I L C 立地評価会議の評価結果と日本学術会議の I L C 計画に対する所見の概要について、御説明をお願いいたします。

○松本國寛委員長 田代新産業・技術振興課長。

○田代新産業・技術振興課長 まず、I L C立地評価会議の評価結果でございます。I L C計画を推進する素粒子物理の研究者で組織されておりますI L C立地評価会議が出した結果でございます。脊振、北上、両候補地は立地のための必須条件を満たす極めて良質な地質を有し、技術的な観点、社会環境基盤の観点での必須要件も基本的に充足している。しかし、施工上及び運用上のリスク、工期、コストなど技術的な観点から北上サイトが大きく優位である。こうした理由からI L Cの国内候補地として北上サイトを最適と評価するというものでございます。

一方、我が国の科学者を代表する組織でございます日本学術会議が、文部科学省から要請を受けまして九月三十日に取りまとめた所見でございます。I L C計画の我が国における本格実施を現時点において認めることは時期尚早、I L C計画の実施の可否判断に向けた諸課題の検討を行うために、二、三年をかけて当該分野以外の有識者及び関係政府機関も含めて集中的な調査検討を進めるということを提言しております。

○平井一三委員 評価結果はわかりました。

それでは、このI L C立地評価会議の評価に対します県の考え方を教えてください。

○田代新産業・技術振興課長 I L C立地評価会議は、まず加速器を設置しますトンネルを設置するために必要な技術評価、それと住居、あるいは交通アク

セス、教育・医療機関などの社会環境基盤評価の両面から評価するという
こと
でございました。しかしながら、発表されました評価結果は技術評価のほうに
圧倒的に重きを置くというものでございまして、私どもとしては到底納得でき
るものではございません。このようなことから、九州・山口の産学官政で組織
しております I L C アジア—九州推進会議が評価時点における評価基準、ある
いは評価結果に至った根拠資料といったものを要求しております。しかしなが
ら、いまだ提出がなされていないという状況でございます。

○平井一三委員 私も九月十九日に九大で開催されました説明会に参加をして
まいりました。内容としては、キャンパスヤードあるいはダムや都市部の近傍
を通過すること、あるいはアクセストンネルなどがリスクとされているという
説明がありまして、おのおのの項目ごとの説明ではなるほどだと納得できる
部分もあったわけでございますけれども、県として誘致を目指していきたいと
いう熱い思いでこれをやってきたわけでありますので、私としてはもっと評価
会議の意向を聞き出しながら代案を示すなど、そのような積極的な活動が必要
ではなかったのかと思っているところでありますが、県はこれまでどのような
努力をされてきたのかお聞かせください。

○田代新産業・技術振興課長 私ども、今回の評価に対しまして、これまで築
いてきました学とのネットワークといったものを活用して評価会議の情報を入
手したり、あるいは評価会議の委員に直接当たって情報入手に努めてまいりま
した。しかし、今回の評価につきましては、I L C 立地評価会議がみずから行
うということで私ども地域の意見といったものを聞かないと、閉ざすというよ
うな姿勢でございました。I L C 立地評価会議は、技術評価と社会環境基盤評
価の二つの側面で必要になります評価項目を示しまして、この二つの側面から
評価するということではございましたことから、私どもの地域としましては、九
州大学あるいは佐賀大学を中心として、この評価項目を満たす情報を積極的に

提供してまいりました。

こういう中で県としてどういう努力をしてきたかということでございますけれども、佐賀県と連携しまして、交通アクセスであったり、医療・教育機関といった地域の強み、こうした情報を積極的に収集し、大学に協力して脊振地域の優位性というものをしっかりアピールしてきたつもりでございます。

○平井一三委員　I L C立地評価会議の技術評価のポイントについて少しお話ししたいと思うんですけども、この大きなポイントは断層をまず避けるというところからスタートしているところにあるのではないかなと思っています。そのため、ルートを選定が非常に限定的になり、ダム付近でありますとか市街地の下を通らなくてはいけない、あるいは取りつけ道路の延長が長くなると、そのようなデメリットが生じていると考えているところであります。

一般的に日本の道路とか鉄道のトンネルは、ほとんど断層を横断してつくられております。ちなみに福岡の地下鉄も警固断層を横断してつくられておりますけれども、過去の地震において地下鉄が崩壊したというお話は聞いたことがありません。断層に地震を受けても、日本の今の土木技術では十分耐え得る構造物をつくるのは容易なことであると私は理解をしておりますけれども、万が一、千年に一度という想定ですけども、千年に一度で五センチ、十センチの亀裂が発生したとしても、その機器を据え直せば済むことであろうと。時間と少しお金をかければという程度の内容だと僕は思っております。ちなみに私どもがことしの春に自民党県議団の若手でK E Kの視察をしたときには、東日本大震災のときにやはり被害を受けてくれたんだけど、それは直してまた使っていますというお話も聞きました。ですから私は、立地評価会議の今回の評価内容というのはこの程度のものであろうと理解をしております。

それよりももっと問題と思っておりますのは、このような評価内容があるにもかかわらず、時間の経過とともに県民や国民の意識が脊振地域から遠ざかっていくことであると思っております。一日も早く払拭しなければならないと考えているところでありますし、県もしっかりと反論すべきだと思いますが、どう考えておられますか。

○田代新産業・技術振興課長 I L C立地評価会議の評価で彼らは、脊振地域も立地のための必須条件を満たす極めて良質な地質を有し、技術的な観点での必須要件も充足しているということを認めております。このことは、北部九州においてもI L Cを技術的に設置することができるということを認めているわけでございます。しかしながら、このI L C立地評価会議は、今委員御指摘がございましたダム湖の近傍を通るとか、そういったごく一部を切り出しまして、それがたとえ技術的に解決できることであってもコストとしてはマイナスだという評価をしております。こういう中で、一方、我々の強みとしております交通インフラ、あるいは医療・教育機関といった社会環境基盤評価の部分は適切な評価がなされておられません。

こういうことで今、I L C立地評価会議に対しまして資料を要求しておりますけれども、資料提出を促しまして、立地評価会議が出しました評価結果に対する問題点を学術的な観点からしっかり検証して反論しようということを考えております。

○平井一三委員 ところが、県民の意識の中にはI L Cは終わったという感じがあります。知事は、先般の私どもの代表質問におきまして、これからもしっかり取り組んでいくという答弁がなされたところでありますけれども、しかし、この段階まで来て今までと同じような取り組みではいけないのではないかなと私は思っています。いろいろな課題が少しずつ明らかになってきているこの段階におきまして、その辺を踏まえて今後、具体的にどのようなアクションを起こしながら展開していくのかということについて、御意見をお伺いしたいと思います。

○田代新産業・技術振興課長 現在、文部科学省は日本学術会議の提言を踏ま

えまして、これから調査検討を行うという予定でございます。ILCの候補地といたしますのは、やはり世界の研究者がより多く、そしてより長く継続して研究できる、安全、安心で住みよい地域であるということが必要と考えております。こうしたことから、国に対しましては交通インフラであるとか、あるいは医療・教育機関、こうした生活環境、それと、多額の国費を投じるわけですので大学や研究機関、あるいは産業の集積を生かした社会、経済への波及効果といった総合的な観点からしっかり検討調査してほしいということを早急に要望してまいりたいと考えております。それから、国の調査検討に対応しまして、私どもの強みとなるデータ、情報といったものを提出し、改めて脊振地域の優位性を訴えてまいりたいと考えております。

○平井一三委員 最後に、部長にお伺いしたいと思います。

去る十月二十六日の日本経済新聞にILCに関する記事が載っておりました。ちょっと読ませていただきますけれども、国内誘致を目指す研究者組織は、八月、岩手、宮城両県にある北上山地に候補地を決めたと。ほかに有力な候補地は見当たらず、日本政府が誘致を表明すればほぼ決まると。マスコミもこのように北上しかないという報道をなされていると。この件について、部長の率直なお考え、気持ちを述べていただきまして、その後、今、課長からも今後一生懸命やっていきたいというお話がありましたけれども、部長としてどのような気持ちで取り組んでいかれるかお聞かせいただきたいと思っております。

○松本國寛委員長 今村商工部長。

○今村商工部長 まず先日の新聞報道についてでございますけれども、私も読みましたけれども、まるで北上のほうに決定したかのような表現でございませ

て、私自身はこの記事について大変遺憾に思っております。課長が答弁いたしましたように、ILCの候補地というものは世界のより多くの研究者がそこでより長く研究を続けていけると。そしてまた安全、安心で住みやすい環境であるということが非常に重要であると考えております。この条件を満たし、我が国において世界に誇れるような国際研究所を設置し、またそれが我が国の国力の発展、拡大につながっていくということを考えますと、このILCの研究所というのは、私は脊振地域が最適であると考えております。

ILC立地評価会議の評価は、ILC計画をみずから推進しております素粒子物理の研究者によるものでして、この研究者みずから行ったものでございます。それも加速器を設置するために五十キロのトンネルを掘って、加速器を設置して、そしてその近くに研究所を設置するといった部分のみについて評価をしております。私は、もともと立地評価会議が社会基盤についても評価をするというふうに項目を挙げていたのに比べると、非常に技術的な評価に偏っていると思っております。下村文部科学大臣も、このような専門家の評価というのは参考にはするが必ずしもそれにとられるものではないと発言をされておられまして、私は候補地がまだ決まったというわけではないと考えております。

国は今後、日本学術会議からの提言を踏まえまして調査検討を始めるという予定になっております。私どもといたしましては、このような国に対して、先ほど来説明しておりますように、この研究所が本当に地域に生きた研究所として活動できるための総合的な観点からの検討をぜひともお願いするということで、国へ働きかけを早急にやってまいりますとともに、今後とも県議会を初め、地域の産学官政で構成をしておりますILCアジア—九州推進会議と連携をいたしまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○平井一三委員 ただいま部長と課長から、熱い思いを持ってこれからも誘致に取り組んでいくというお気持ちを感じられました。私も先ほどのマスコミの記事は非常に残念に思っているところであります。しかし、このような状況、世情を払拭するのは知事だけができるのではなかろうかと僕は思っております。そして、この払拭していくということが知事の大きな使命であろうとも思っ

おります。知事の決意を確認したいと思っておりますので、知事保留質疑のお取り計らいをよろしく願いして質問を終わります。

○松本國寛委員長 ただいま平井委員から申し出がありました知事保留質疑を認めることにいたします。

なお、知事保留質疑は十一月八日金曜日に行う予定でありますので、御了承願います。

○平井一三委員 ありがとうございます。（拍手）

◆再生可能エネルギーの推進について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三であります。

再生可能エネルギーの推進について質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度に基づく設備認定状況について資料をお願いしておりますので、お取り計らいをよろしく願います。

○松本國寛委員長 お諮りいたします。

ただいま平井委員から要求がありました資料を委員会資料として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○松本國寛委員長 御異議がありませんので、本委員会の要求資料といたします。

執行部に申し上げます。ただいま平井委員から要求がありました資料については提出できますか。塩川エネルギー政策室長。

○塩川エネルギー政策室長 直ちに提出できます。

○松本國寛委員長 資料を正副委員長に確認させてください。

〔資料確認〕

○松本國寛委員長 事務局は資料を配付してください。

〔資料配付〕

○松本國寛委員長 資料が配付されましたので、平井委員、質疑を行ってください。

○平井一三委員 資料に基づきまして、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度に基づく設備認定及び稼働状況について、固定価格買い取り制度の基本的な取り組みと太陽光発電の買い取り価格の推移を含めて、御説明をお願いいたします。

○塩川エネルギー政策室長 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は、平成二十四年七月から開始された制度でございます。国による発電設備の認定と一般電力事業者への接続申し込みの双方が行われた時点の価格で、事業開始時から二十年間、安定的に売電することが可能となっております。

買い取り価格は、発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことを可能とする価格として、供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び、供給に係る再生可能エネルギー電気の見込み量を基礎とし、発電事業者の適正な利潤を勘案して、経済産業大臣が毎年度定めることとなっております。例えば十キロワット以上の太陽光発電につきましては、平成二十四年度は一キロワット当たり税込みで四十二円、平成二十五年度は三十七円八十銭となっております。また、再生可能エネルギーで発電した電気の買い取りに要する費用は、賦課金として電気利用者が負担する仕組みとなっております。

お配りをいたしました資料は、国が公表している最新のデータでございます。平成二十五年六月末現在の固定価格買い取り制度に基づく設備認定状況でございます。エネルギー種別ごとに全国と本県の認定設備容量と、その下段に括弧書きで稼働済みの設備容量をお示ししております。福岡県では太陽光発電が設備認定のほとんどを占めておりまして、住宅用太陽光は全国に占める割合が四・六％で、非住宅用太陽光については全国に占める割合が三・五％、出力千キロワット以上のメガソーラーについては三・一％となっております。メガソーラーにつきましては、本県の認定設備容量四十万キロワット余りのうち八万キロワット余りが既に稼働いたしておりまして、稼働済み容量におきましては全国で第一位、全国の稼働済み設備容量に占める割合は一四・五％に達しているところでございます。

○平井一三委員 再生可能エネルギー普及のための固定価格買い取り制度が始まりましたけども、資料にありますように、ほとんどが太陽光発電になっているのがおわかりになると思います。しかし、その太陽光発電の中で非住宅用と

して認定を受けた設備の多くが稼働に至っていないと言えるのではないかなと思っております。福岡県は全国でもトップクラスの稼働率を誇りますけども、全国規模でいきますとまだ一〇%程度であると思います。なかなか稼働が進まない。この背景には、この制度のひずみがあるのではないかなと、私は思っているところでもあります。この制度におきましては、とにかく認定さえ受ければいつ稼働しても構わない、稼働するまでの時間の制限がないということですね。

二つ目に、稼働後の二十年間は当初認定を受けたときの価格で買い取ってもらえるということでございます。例えば昨年、四十二円で認定を受けた後に、五年間、十年間たった後にやっと稼働しても、それから二十年間、その当初の価格で買い取ってもらえるという制度が現状であります。太陽光発電の設備を設置するための費用というのは、太陽光パネルの値下がりとか、そのあたりで、かなり最近安くなってきていると思います。そのようなところを見ながら、事業者が二の足を踏んでいるというか、先延ばししているという面もあるのではないかなと思っているところでもあります。この制度は、自然エネルギー活用の推進を目指した制度でございますので、このように設備の認定だけ受けて運転開始に至っていないケースが全国的に多いということに対しまして、県はどのように考えておられるか、御意見をお伺いします。

○塩川エネルギー政策室長 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギー発電の大幅な導入拡大の道筋をつけることを目指して実施されているものでございまして、県としても再生可能エネルギーの導入を推進する観点から、この制度に基づき設備認定を受けた事業者は、誠実に事業を進め、速やかな発電開始に向けて努力すべきものであると考えております。

国のほうでは、発電設備の発注の有無や発電事業者の決定の有無など、設備認定後の状況把握を行いますために、一定規模以上の非住宅用太陽光発電設備の認定案件を抽出し、本年九月から実態調査を開始し、現在、調査結果の集約、分析を行っているところでもあります。今後その結果が発表されるものと考えて

おりますので、固定価格買い取り制度の問題点が明らかとなった場合は、本制度の適切な運用がなされるよう、国に要望してまいりたいと考えております。

○平井一三委員 現在認定されています施設が全て稼働すれば、補助金の総額は二十一年間で十四兆円ほどにもなるという試算もあります。このお金は電気利用者が負担することになるということでございますので、この固定価格買い取り制度につきましては、国においてもしっかりと検証を行いながら、適正に運営をしていく必要があると考えております。その対策として、例えば早期稼働を促すためにも、買い取り価格は稼働時の価格を適用するなど、制度も検討していく必要があると考えているところでございます。福岡県におきましては再生エネルギー導入の促進を図っているところでありますので、固定価格買い取り制度を踏まえて、再生可能エネルギーの普及に関し、どのような役割を果たしているのかをお聞きいたします。

○塩川エネルギー政策室長 県では日照時間、風況など、民間事業者や市町村などが再生可能エネルギーの導入を検討する際に必要となる情報をワンストップで確認できます、再生可能エネルギー導入支援システムをインターネット上で公開いたしますとともに、総合相談窓口を開設して、固定価格買い取り制度を活用した民間事業者などによる再生可能エネルギーの導入を支援しております。また、太陽光発電による売電事業に取り組む民間事業者には、公募によりまして遊休県有地や県有施設の屋根を貸しつけているところでございます。さらに再生可能エネルギーに特化した展示会として、再生可能エネルギー先端技術展を開催いたしまして、エネルギー産業の育成支援に取り組んでおります。県といたしましては、このような取り組みを通じまして、民間活力による再生可能エネルギー普及に向けた環境整備に努めているところでございます。

○平井一三委員 再生エネルギーの普及に当たりまして、マスコミ等の報道で、太陽光発電はその発電能力が、例えば原子力発電所一基分であるとか火力発電所一基分であるとか、そのような表現がなされることがございますけども、実際は設備の利用率というのは一〇%ちょっとぐらいということで、非常に低いというふうに理解をしております。原発などと同等の発電量が望まれるわけではございません。さらに、先ほど説明がありましたように、現在の稼働している太陽光エネルギーにしても一〇%程度であるということでございます。今後、革新的な技術開発や、あるいは蓄電の設備があわせて備わっていくことによって、初めて安定した電源になるものであると私は理解しているところであります。

この再生エネルギーを推進していく県の立場として、健全なエネルギーの将来計画を目指すためにも、県民が錯覚を起こさないような広報活動を県としても行っていく必要があると考えておりますけども、県の認識をお聞きいたします。

○塩川エネルギー政策室長 太陽光発電は、ほかの再生可能エネルギーに比べまして導入が容易でありますことから、急速に普及が進んでおりますが、委員御指摘のとおり、通常の火力発電においては設備利用率が五〇%から七〇%程度に達することと比較しました場合、発電量は非常に少ないという特性がございます。このため、太陽光を初めとする再生可能エネルギーによる県内の発電量は約十億キロワットアワーと、県内の電力販売量と比較いたしますと約三・二%程度にすぎないという状況でございます。

県におきましては、県民シンポジウムや県政出前講座などにおいて、設備利用率を含めた太陽光発電の普及の実態をわかりやすく県民に御紹介しているところでございまして、今後とも県民に正しい認識を持っていただくよう、しっかりと情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○平井一三委員 わかりました。それで、ちょっと目先を変えまして、今度は太陽光発電設置に伴う安全あるいは景観について御質問したいと思います。

まず最初に安全対策についてお聞きしたいと思いますが、現在、福岡県におきましても、認定されている残り七五%の設置の可能性がある。これからまた認定される分もある。国におきましてはまだ九割以上が今からということでございますので、私の近所にも、ある日突然発電所ができたりしてびっくりしたりしているところがございますけれども、その中で、中の設備についてはいろいろな電気保安上の安全対策というのがとられると思います。一つ心配しますのは、子供が中に入ったり、非常に生活圏の近くに設置されるということもふえてくるのが予想されますので、その辺の第三者に対する安全対策等についてお聞きをしたいと思います。

○塩川エネルギー政策室長 発電設備が稼働を始めまして、維持・運用の段階になりました場合に、太陽光発電の場合はおおむね五十キロワット以上の発電設備につきましては、電気事業法に基づきまして、設置者による保安規程の作成や、電気主任技術者による保安監督などが義務づけられておりますほか、必要な限度で国による立ち入り検査も可能となっているところでございます。このようなことを通じまして保安を保つということになっているところでございます。

○平井一三委員 しっかりとした安全対策を講じていただきたいと思っているところであります。

そして、環境保全に関します景観の問題でございますけれども、びっくりするようなところにある日突然、太陽光パネルが設置されるというふうなことがありますと、景観上、非常に問題になってくることもあろうかと思っております。

ので、その景観の問題に対して県はどのように対応されるか、お聞きをいたします。

○塩川エネルギー政策室長 良好な景観形成を図る必要がある地域におきましては、景観法や福岡県美しいまちづくり条例、あるいは市町村の景観に関する条例におきまして、一定規模以上の開発行為を行う場合には、事前の届け出、それから景観形成基準への適合などが求められておりまして、必要な場合には勧告や変更命令を行うことも可能となっております。また、県や市町村の景観条例につきましては、県のホームページ、「ふくおかのエネルギー」というものを開設いたしておりますが、この中で規制に関する情報を一元的に提供いたしております。相談窓口についても提供いたしております。また、県の総合相談窓口にお問い合わせがあった場合も、景観条例を確認するよう注意を促しているところでございます。

○平井一三委員 ここまでは太陽光発電について質問をしまいましたが、福岡県では認定状況からも太陽光発電にかなり偏っている、このように感じられるところでもあります。風力や水力発電などの可能性について県はどのように考えているか、お聞きをしたいと思います。先日の新聞におきましても、風力の買い取り価格を一・五倍にするような検討もなされているということでございますので、そのあたりも踏まえて県の考えをお聞きしたいと思います。

○塩川エネルギー政策室長 県におきましては、エネルギー源の多様化、分散化のためにも、太陽光発電を初め、風力発電や中小水力発電など、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を図っていくことが非常に重要であると考えております。風力につきましては、陸上よりも強く、安定した風が吹きます

洋上での風力発電の実証研究が、NEDOと電源開発によって北九州市沖で実施されておりまして、将来において本県沿岸での導入が期待されますほか、県営ダムの放流水を活用した小水力発電導入可能性調査については、県みずから調査を行いまして、採算が見込めるダムについて、関係するダムの共同事業者と発電事業の実施に向けた協議を進めているところでございます。

また、外部有識者などで構成いたします福岡県地域エネルギー政策研究会を設置いたしておりますが、この中でも再生可能エネルギー普及促進を検討テーマの一つとして位置づけまして、県の果たすべき役割や取り組みについて研究を行っており、研究会の意見を聞きながら、再生可能エネルギー普及に向けたさらなる施策を検討してまいりたいと考えております。

○平井一三委員 最後に、小水力発電についてお聞きをしたいと思えます。平成二十三年の六月議会におきまして、我が会派の吉村悠議員が一般質問で、小水力発電の導入促進に関する質問をいたしました。これに対しまして知事は、水量、落差、水利権の課題等を挙げられたところでありますけれども、最近では落差が五十センチ程度の非常に小さなマイクロ水力発電と申しますか、そのような施設を使って、小さな水路でも発電が可能な技術も実用化をされてきているところであります。これからは地産地消の電力として、設置費や送電設備費の安い農業水路や山間部の流れを利用した小水力発電の普及に取り組む必要があると私は考えておりますけれども、県の考え方をお聞きいたします。

○塩川エネルギー政策室長 委員御指摘のとおり、水路等を活用しました小規模なマイクロ水力発電といった、さまざまな技術の工夫がなされているところでございます。地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を図っていく上で、例えば農業用水路でありますとか山間部での小水力発電、こういったものの導入が非常に重要であると考えております。

県におきましては、市町村への補助金によりまして、朝倉市や豊前市などに

おける農業用水路などへの小水力発電の設置検討を支援いたしております。また、県みずからも農村の地域資源を有効に活用し、営農等に必要なエネルギーを農家や地域がみずから確保するための検証を行っております。県といたしましては、引き続き県内でのモデル構築に取り組んでまいりまして、小水力を活用したエネルギー地産地消事例を県内に広げてまいりたいと考えております。

○平井一三委員 水力発電は本当に可能性のあるエネルギーだと思っていますので、しっかりとお願いしたいと思います。

最後に、部長に御質問をしたいと思います。再生可能エネルギーの利用促進につきましては、県にとっても非常に大切な課題であると考えております。これまでのやりとりのように、太陽光発電にちょっと偏重し過ぎじゃないかなというところも心配しているところでございますけども、小水力発電は身近な資源を利用したエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの一つであります。このような観点から、太陽光発電以外のバランスのよい再生可能エネルギーの普及に努めるべきであると考えますので、この点について部長の御意見をお聞きしたい。

また二つ目としまして、火力、水力、原子力、それに再生可能エネルギーなどのエネルギーに対しますベストミックスをどのように考え、そして再生可能エネルギーの導入目標値をどのように設定していくかということ、部長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松本國寛委員長 江口企画・地域振興部長。

○江口企画・地域振興部長 先ほど来お話がっておりますように、太陽光発電につきましては、固定価格買い取り制度、それから県による各種の普及支援、

これらの取り組みを通じまして自立的な普及段階に入ったのではないかという認識を持っているところでございます。一方で、太陽光発電以外の再生可能エネルギーでございますけど、先ほど来話が出ております小水力であるとか風力等については、発電を開始するまでに長い準備期間が必要であるということもありまして、まだまだ導入が限定的でございます。このため、さまざまな課題がありますけども、それらを踏まえまして、これらの普及が進みますように今後の支援を進めてまいりたいと考えております。

県の総合計画におきましても、多様なエネルギーの確保と効率的な利用を目指すべき姿としております。今後とも太陽光発電に限らず、風力発電、それから中小水力発電など、地域の特性に応じて再生可能エネルギーの導入を進めまして、これによりまして本県の再生可能エネルギー発電設備の容量を、平成二十八年度までに五十八万キロワット、平成三十二年まで九十万キロワットにふやすという導入目標がございます。これを一日も早く達成することを目指していきたいと考えているところでございます。

それから、エネルギーのベストミックスにつきましては、今年末をめぐり、今、国のエネルギー基本計画の改定作業が行われております。安全の確保を大前提としつつ、今後の電力の安定供給、それからエネルギー安全保障の確保、地球温暖化対策への貢献、国民生活や産業活動への影響等々、多様な視点を踏まえて、しっかりと国民的な議論が行われることが必要であると思っております。政府におきましては、中長期のエネルギーのベストミックスについて、方向性をできるだけ早く示してもらいたいと考えているところでございます。

○平井一三委員 国の施策に係るところが大半でございますので難しい点もあろうかと思いますが、県としてしっかりとリーダーシップを発揮されながら、エネルギーのベストミックス、そして県民の経済あるいは生活をしっかりと支えていけるような政策に御尽力いただきたい、そのようお願いして質問を終わります。以上です。（拍手）